

教員の働き方改革に係わって学校休業日の設定（案）

近年、教員の長時間勤務が問題視され、辰野町議会でも教員の長時間勤務の実態がしばしば話題にされ一般質問も受けている。事実、辰野町内小・中学校の教員における時間外勤務時間数が月80時間を大幅に超えている職員も何人か見られる状況である。このことは辰野町のみならず、ほとんどの自治体で見られることであり長時間勤務が教員の心身の不調等につながる要因の一つの指摘もされている。

長野県教育委員会はこちら数年、時間外勤務縮減・子供と向き合う時間確保を指導しているが、校務分掌や外部からの文書・調査が依然変わらない中では、なかなかよい解決策が見出せない状況であり、教員の多忙解消への道は遠い。

一方、この問題は、国や文部科学省も関心を持っており、国の働き方改革とも連動して、議論が始まろうとしている。しかし平成30年度から、新学習指導要領移行措置が始まり、学校現場は益々厳しい状況に追い込まれる可能性もある。

そこで辰野町教育委員会は、働き方改革の一環として教員の多忙を少しでも解消させるために来年度から長期休業中、学校休業日を設けるものとする。

記

1 期間 夏期休業中に下記の通り学校休業日を設ける。

8月11日（土）～8月19日（日） 9日間 内週休日4日

2 内容

(1) 日直は置かない。

・学校では電話の取り次ぎも行わない。電話対応は辰野町教育委員会とする。

(2) 学校休業日の期間は原則部活動やクラブ、研修や会議等行わない。

(3) 新聞は事前に止める。

(4) 2日に1度、学校管理として30分程度、校舎内外の見回りと郵便物の受け取りを行う。

・学校に近い教職員や教務の職員等で実施

(5) 町職員も県職員に準じる。

・正規職員は年休等で対応

・非常勤職員は勤務の振り替え

(6) その他